

令和 7 年度 第 1 回静岡県環境審議会温泉部会

1 開催日時 令和 7 年 8 月 4 日（月） 午後 1 時 30 分から 2 時 25 分まで

2 開催場所 県庁本館 4 階議会第 7 委員会室（静岡市葵区追手町 9－6）

3 出席者

(1) 委 員 10 人

伊丹委員（部会長）、木村委員、稲葉委員、佐々木委員、
定居委員、佐藤委員、杉山委員、手塚委員、原委員、益子委員

(2) 事務局 8 人

米倉生活衛生局長、阿部衛生課長、丸尾衛生課技監
佐野衛生課長代理兼生活衛生班長、加藤主査、
西部保健所担当者、賀茂保健所担当者、熱海保健所担当者

4 審議結果

増掘許可申請（第 1 号議案）について、異議なく承認された。

動力装置許可申請（第 2 号議案、第 3 号議案）について、異議なく個別承認された。

5 会議録

【事務局（課長代理）】定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第1回静岡県環境審議会温泉部会を開会いたします。

はじめに、本日の会議の出席状況につきまして、御報告いたします。本日は、委員10名中、Web参加の稲葉委員、益子委員を含め、10名の委員の皆様に御出席をいただいております。審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

ここで、杉本好重委員の退任に伴い、新たに温泉部会委員になられた方を紹介します。県議会危機管理くらし環境委員会委員長の伊丹雅治様です。

【伊丹委員】よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】温泉部会運営規定第4条の規定により、部会長が議長となりますが、現在、前部会長の退任により空席でございますので、審議会規程第5条第3項の「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。」の規定に基づきまして、部会長の選任を行うことといたします。会議の簡略化のため、事務局がこのまま部会長の選任事務を仕切らせていただきます。それでは、推薦をお願いいたします。

【原委員】はい。いいですか。

【事務局（課長代理）】よろしくお願いいたします。

【原委員】はい、県議会委員の危機管理くらし環境委員会の委員長の伊丹委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【事務局（課長代理）】ただいま伊丹委員を部会長にとの御推薦がありました。いかがでしょうか。

【伊丹委員】承知いたしました。

【事務局（課長代理）】 それでは、伊丹委員に部会長をお願いいたします。温泉部会運営規定第4条第1項により、部会長が議長を務めることとなっておりますので、伊丹部会長は議長席にお着きください。

それでは、ただいま選任されました伊丹部会長から御挨拶をお願いいたします。

【伊丹委員】 <挨拶>

【事務局（課長代理）】ありがとうございました。以降の議事進行につきましては、議長にお願いいたします。

なお、静岡県環境審議会温泉部会運営規定第4条にありますとおり、温泉法第32条の規定に基づき、静岡県知事から静岡県環境審議会会長へ諮問された事項について審議を行いますことから、本会議は非公開となります。運営規定第6条に基づき作成した議事録につきましては、揚湯量、温度等を除き公開いたしますので御承知おきください。

それでは、伊丹議長よろしくをお願いいたします。

【伊丹部会長】はい。それでは、これより審議に入ります。

本日の審議案件は、知事から意見を求められております、第1号議案の温泉法に基づく増掘許可申請が1件、第2号、第3号議案の動力装置許可申請が2件の合計3件でございます。審議はお手元の議案書の順に進んで参ります。それではまず、第1号議案の増掘許可申請です。事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい。事務局の衛生課長の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案の増掘につきまして御説明いたします。議案書の方ですが、5ページをお開きください。申請者は、袋井市萱間の有限会社からし種です。場所は袋井市萱間で、一般地域でございます。具体的には、議案書の7ページの方にお示ししてありますとおり、天竜浜名湖鉄道、天竜浜名湖線、遠江一宮駅から南へ約710mのところでございます。

議案書5ページの方に戻ります。この申請は令和6年度第2回の温泉部会において、土地の掘削につきまして御審議をいただきまして、深度800mの許可を得て土地の掘削を行いましたが、温泉の湧出がなかったことから、更に深い深度まで増掘を希望するものでございます。この土地は申請者の単独所有地でございます。

増掘の内容につきましては、議案書の10ページをお開きください。現況は、掘削深度800m、掘削口径は193.7mmでございます。増掘後は、11ページの計画図のとおり、最終深度は1,500m、最終口径は149.2mmとなります。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、施行規則第1条の2各号における基準に適

合していることを事務局にて確認しております。

事務局といたしましては、議案書 3 ページの方ですね、「掘削・増掘許可の条件」をお示してございますけれども、この条件を付して、申請のとおり許可して支障ないものと考えます。

第 1 号議案につきまして、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【伊丹部会長】 はい。ただいま事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。Web 参加の益子委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際には、マイクをオンにしてください。それでは、よろしくお願いいたします。

【杉山委員】 質問よろしいでしょうか

【伊丹部会長】 はい、杉山委員。

【杉山委員】 はい。2 号議案にも関連してしまうかもしれないですけども、今回、掘削深度がすごく深く感じます。そのときに、200m 以内っていう影響はもっと広域になったりとかしないんですかね。今までこの深度ってあんまりなかったですよ。

【伊丹部会長】 事務局お願いします。

【事務局（課長）】 はい。この辺りは他に温泉の方が近くにございませんで、200m の距離ということで、他の泉源に影響することはないかなというふうに考えております。

【木村委員】 ちなみにこの辺り、静岡県の中西部なんですけど、1,500m っていうのは結構あります。袋井にもありますし、掛川にもありますし。

【杉山委員】 今回、東の方で 2 号議案が結構深いじゃないですか。いつもの印象よりも深いなど。

【木村委員】 中部だと、結構 1,500m ぎりぎりまで掘るケースがありますね。

【杉山委員】 はい。ありがとうございます。

【伊丹部会長】 他にはいかがでしょうか。

【木村委員】 1 件よろしいですか。

【伊丹部会長】 はい、お願いします。

【木村委員】800m 掘削されて温泉の湧出がなかった、出なかったっていうことなんですけれども、地下水そのものが出ているのかっていうことと、それから、天然ガスが湧出しているかどうか、その辺りをちょっと教えていただけないでしょうか。

【伊丹部会長】はい、事務局お願いします。

【事務局（課長）】まず天然ガスの方は出ていないと。それから、この泉源の近くでございませうけれども、出ていないということですね確認をさせていただきます。

【事務局（西部保健所）】800m の掘削時に確認できなかったというふうに聞いております。

【木村委員】はい、わかりました。ありがとうございます。

【伊丹部会長】はい、他にいかがでしょうか。はい、事務局。

【事務局】益子委員が挙手しています。

【伊丹部会長】はい。益子委員ですね。

【益子委員】よろしいですか。これ、以前の記録を見ますと、当初は 130m 程度の掘削で許可が出て、そのときはメタケイ酸狙いというようなことでございました。その後、去年の 12 月 2 日付けで掘削許可を出したんですけれど、そのときは 800m と。で、先ほどちょっと御質問があったようですけれども、本当にこれ 800m での確認ができていないのか、ようわかりませんが、多分、それほど優勢な湯層、お湯の層ですね、それが届かなかったと、捕捉できなかったということで増掘の申請をしたんだろと思うんですけれども、なんとなくこれ見て、狙いがこう、二転三転してるような感じがあって、正直なところ、あまりこう、温泉に関わりのない方の掘削なのか、もしくは、これ、当然掘削申請って言いますか、掘削工事なされた方がいらっしゃるわけですが、何かちょっと、何て言いましょうか、きちんとした計画性がないようにちょっと感じてしまっていて、少し心配なところでございます。

で、先ほど 1,500m が少し深いという話なんですけれども、正直なところ申し上げますと、いわゆる温泉のない地域での掘削で 1,500m っていうのは決して深いわけではございません。結構 1,500m 程度の深さは結構あります。で、その 1,500m に広がったことによってどの程度、影響圏が変わるかという話もありましたけれども、逆に言うとその、近隣の源泉がですね、例えば 100m、200m ということであれば、この 1,500m のところで温泉

を取ろうとすれば、逆にその影響も、出にくくなるということであろうかと思しますので、その点は心配はないかなと思ってます。なんとなくこう、ちょっと計画性がないように感じましたけど、いかがでしょうか。

【伊丹部会長】 はい、それでは事務局、お願いします。

【事務局（課長）】 はい。今回のケースにつきましては、800m の掘削を完了した時点で、電気検層とそれから温度検層を実施しているということでございました。そこで比抵抗値が20Ω程度ということで、極めて低い値であったということから、地下水位につきましても、深度400m のケーシングを設置したよりも深い、変動が皆無であったということで、湧出がないというふうに総合的に判断したという報告、回答でございました。注水試験なども行ったみたいだったんですけども、結局注水しても、水位の動きがなかったということで、この孔内には、帯水層が存在せず、地下水が皆無であったということが報告されてございますが、1,050m よりも深いところには、地層の乱れがまだら状に認められるということでございまして、その意味からすると、この地層の脆弱部が帯水層である可能性が高いということで、1,050m よりも深く掘れば、増掘により温泉湧出が期待できるというのが、事業者からの回答でございます。以上でございます。

【益子委員】 すみません。はい、ちょっと今の御説明かなり変なところがございまして、800m までしか掘ってないんですよね。それなのに1,050m で湯層があるっていうようなこと言い方は少しおかしいですね。これは、別の調査でそういうふうなことが、見出されたということでしょうかね。

【伊丹部会長】 はい。事務局お願いします。

【事務局（課長）】 はい。電磁探査の結果ということでございます。ちょっと電磁探査ということを行わなくて、失礼いたしました。

【益子委員】 電磁探査。あ、わかりました。いずれにしてもね、結局、130m、800m、1,500m という形でどんどんどんどん深くなってきているというところからすると、これは、申請者の問題というよりも、その掘削工事あるいは調査計画をなしているところの問題かなというふうに思いますんで、これ以上の追及はしてもしようがないかなと思ってます。

ただ、ちょっと一点、先ほど水位の話が出ましたけれども、400m っておっしゃいました。

【伊丹部会長】事務局お願いします。

【事務局（課長）】はい。地下水につきましては、深度 400m のケーシングを設置したよりも深いところでの水位変動が確認であったということで聞いております。以上でございます。

【益子委員】400m まではケーシングを入れるんですよね。で、その後、多分今の 800m まで掘ってて、裸孔の状態になってると思うんですよね。で、その状態の中で、水位が測られたのか、測ってないのかよくわかりませんが、あと、注水試験をしたっておっしゃいましたけれども、注水試験で変わらないっていうのは、逆に言うと水飲んでるってことになるんで、お湯が出るか可能性はありますよ。注水試験でもし、全然水が出ないんだったら、孔口まで溢れます。溢れる可能性が高いです。でも、ほとんど同じ水位だっていうことは、入れた水が全部下の方で飲んでるっていうことだから、逆に言えば出てくるはずなんですよ。これも、今、事務局に申し上げてもしょうがないところがあるんですけども、そういうちょっと、不可解なところがあるなということをちょっと御指摘させていただいて、これ以上の質問は、もう止めにしておきます。どうもありがとうございました。

【伊丹部会長】ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは、御意見も尽くしたようでありますので、採決に移りたいと思います。御異議のある場合は、挙手にてお知らせください。Web 参加の益子委員、そして、失礼しました、稲葉委員も御参加していただいているということでありますので、お2人の委員におかれましては、挙手ボタンにてお知らせください。

それでは、第1号議案につきましては、申請通り、許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

【伊丹部会長】異議もございませんので、そのように決定いたします。

続いて動力装置許可申請の審議に移ります。まず第2号議案について、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい。第2号議案について御説明をいたします。

議案書の13ページをお開きください。申請者は、神奈川県小田原市の■■■■氏です。申請地は、議案書の15ページにお示ししてございますとおり、松崎町役場から東へ約1kmのところ、温泉準保護地域になります。

議案書の13ページにお戻りください。申請の理由ですが、既に自噴しております温泉水を、飲用温泉水として、清涼飲料水製造施設に提供してございます。温泉水のボトリング販売事業等を行うに当たり、現在の自噴揚湯量では不十分であるため、十分な揚湯量を確保するために、動力装置を設置するものでございます。申請者は、今後、飲用温泉水をペットボトル等にボトリングして販売したり、従業員や工場見学者向けの浴用として供給したりすることを計画しています。

申請の方ですが、議案書の17ページを御覧ください。5.5kwの水中ポンプを、101.465mの深さに設置し、毎分■■■■Lを揚湯するものでございます。

議案書の方の13ページに戻りますけれども、申請地付近の状況でございますが、付近の状況の欄のとおり、200m以内に利用源泉はございません。また、地元の西伊豆温泉組合から、支障ない旨の副申書が提出されております。事務局としましても、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【伊丹部会長】ただいま事務局から議案の説明がありました。委員の皆様の御意見をお願いいたします。御意見ある方は挙手をお願いいたします。

【事務局】はい、益子委員が挙手されております。

【伊丹部会長】はい、それでは、益子委員お願いします。

【益子委員】はい、益子です。ちょっと確認させてください。今までは自噴だったということなのですが、その自噴量、それから自噴している時の温度をちょっと教えていただけますでしょうか。

【伊丹部会長】はい。それでは、事務局お願いいたします。

【事務局（課長）】はい。自噴量でございますけれども、1分当たり、■■■■L弱ということでございます。次に温度でございます。直近の令和7年2月でございますけれども、その時

の温度が■度、■度ということでした。以上でございます。

【益子委員】はい、わかりました。これ、温度がすごくいいですね。■度ですから。入浴に結構適した温度。もちろん量が少ないので、動力設置したって気持ちは重々よくわかります。なんとなくこう、飲用のためだけっていうのはちょっともったいないな、と。一応、工場見学者向けの浴用施設を建築するということのようにございますけど、ちょっともったいないな、というイメージです。

で、あと、ちょっとお願いごとですけれども、17 ページの方ではですね、水位の測定管みたいなものが書かれてはいますけれども、やはり、これだけの建物を、ボトリング工場ですか。そういったもので使われるということもございますので、当然量なんかは完全に、しっかりと把握していると思いますけれども、それ以上にその、汲上げ量であるとか、汲上げ時の水位であるとか、温度も、■度前後あるわけですので、そういったものは是非、自動モニタリングしていただきたいな、というふうに思っています。で、その自動モニタリングにつきましてはですね、この資料の中にある、「掘削・増掘許可の条件」といった中で、明記してもいいのではないかとこのふうくらいに思っております。これ自噴の場合も揚湯の場合もそうですけれども、温度、量、水位ですね、そういったもののモニタリングは、もう義務化するぐらいの気持ちでいいと思いますので、是非御検討いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

【伊丹部会長】益子委員の御意見に対して、事務局いかがでしょう。

【事務局（課長）】はい、ありがとうございます。ただいま御提案をいただきました、水位、温度、揚湯量ですね、モニタリングの件でございますけれども、私どもの方でもその機器というものが、どれぐらいの費用負担になってくるのかとか、そういった辺りがちょっと承知をしていないのですけれども、新たに義務付けをするとなりますと、当然、新たな負担ということにはなってくるかと思うんですけれども、その設置のメリット、デメリットというようなものをですね、ちょっと教えていただければありがたいなと思いますけれども、いかがでしょう。

【益子委員】デメリットはないです。全くないです。メリットだけです。要はその、その源泉を長く、末長く維持するためにはやっぱり温度、量、揚湯量ってのは絶対に必要なんで

すよね。それは、しっかりと把握すべきです。もともと、各源泉所有者、皆さんそうなんだけれども、こういったことに対して全く無頓着。それが、要するに温泉資源保護をうたうのであれば、やはりこういったモニタリングはしっかりとすべきです。義務化するかしないかっていうことはちょっと色々問題はありますけれども、少なくともこの、許可条件といったところに書いても全然おかしくない話ですし、今、多分環境省もその辺りは、かなり強くうたっているはずですが、いかがですか。

【伊丹部会長】事務局いかがでしょう。

【事務局（課長）】事務局側として、環境省の立場というものを承知しておらず、またその辺りは調べさせていただきます。ありがとうございます。

【益子委員】費用の話が出ましたけれども、今回この源泉につきましては、新たなボトリング工場を建設すると、それから、ポンプも新たに設置するということを考えると、こういったモニタリング機器をつけるっていうのは、ほんのわずかな費用だと思います。絶対的な費用ではなくて、その全体の工事費ですね、そういった中に比べれば、ほんとわずかな、数パーセント程度に過ぎない程度のもので、これは全く負担にならないというふうに思います。で、負担になるとすればですね、もうすでにある温泉に対して、これこれをつけなさい、ということはかなり負担になるのは確かです。しかし、今回のような新たに工場を建設するとか、場合によっては、その浴用施設を建設すると、あるいはそのポンプを設置すると、さらにその、源泉を掘削するといったところを考えれば、数億円オーダーのお金がかかるわけですね。ま、100m、200m は別としてしましても、数千万というオーダーかかるわけですから、それに比べてモニタリングっていうのは数百万、200万か300万程度で終わります。で、それが、過大だっていうことであれば、温泉は持たない方がいいです。以上です。

【伊丹部会長】では、局長お願いします。

【事務局（局長）】はい、生活衛生局長の米倉でございます。益子委員ありがとうございました。先ほどの御提案っていうのが多分、3ページにあるような、掘削の条件とかの部分で、新たにそういう部分で、そういう測定機なども入れていったらどうだというような御指摘だったというふうに私は認識しておりますので、また、今後、この中で議題みたいな

形で、今後の条件というところで、検討していく課題かなと思っていますので、もう少し、
どういうふうなものが良いかというものを提案しながら進めていければなと思っていますので、
もう少しお時間をいただきたいなと思っています。以上でございます。

【伊丹部会長】はい、ありがとうございました。それでは、他に意見ございませんでしょうか。

【木村委員】はい。一点だけよろしいですか。

【伊丹部会長】はい、では木村先生。

【木村委員】今回、飲用温泉水ってということなんですけども、これは前からやられていて、
もうすでに以前に保健所等から許可をいただいているという認識でよろしいでしょうか。

【事務局（課長）】はい。そうですね、飲用の方は既に、もう飲用許可の方は取っておられていて、
実際に飲用としての提供はしていると。

【事務局（主査）】過去に飲用の許可を取得はしているようなんですが、先ほどからお話し
させていただいているように、揚湯量自体が少ないので、現在はやっていないということです。
ですので、過去には同じ源泉からとれる温泉水を飲用許可を取得して販売していた
ということがあるようなんですけれども、申し訳ありません、時期までは確認していない
んですが、もう少なくとも10年以上はそういった形では利用していないということです。

【木村委員】今回、■■■L自噴していたものを水中ポンプによって■■■Lまで増やすというこ
とで、ちょっと、水質がまた変わるとか、状態がちょっと、水の状態が変わるっていう可
能性があるんで、もう一度そういうところは、許可を審査するっていうことはありえます
か。ちょっとここで議論することではないかなとは思いますが。その辺が心配になり
ますがいかがでしょう。

【事務局（主査）】当然、新しくボトリング施設を建てることになりますと、その施設で
温泉の利用許可と、あと、ボトリングして販売するので、食品衛生法上の、清涼飲料水製
造業の許可の取得が必要になりますので、そのそれぞれの許可を取得する際に、温泉法な
いし食品衛生法の許可基準を満たしているかといったことを確認します。

【木村委員】わかりました。ありがとうございます。安心しました。

【伊丹部会長】はい。他に意見いかがでしょうか。

【事務局】 はい、益子委員が挙手しています。

【伊丹部会長】 はい、益子委員お願いします。

【益子委員】 はい。先ほどのご質問と同じです。ちょっと安心しました。要はその飲用って言うのか、温泉としての飲用というのは、多分、温泉関係の部局でいけると思うんですけどもね、これボトリングして販売するとなると、全く別の次元の話だろうというふうに思いましたんで、それでちょっと、同じ質問しようかと思ったんですけど、その食品管理法衛生法ですか。その話が出ましたんで、ちょっと安心しました。

で、逆に言えば、我々温泉部会としては、この食品管理法、衛生法ですか。そちらの方をちゃんとクリアすることが条件、とした方がいいように思うんですけどね。そちらをしっかりと取ったうえで この動力申請を許可するっていうか。逆に条件でもいいとは思いますが、その辺りはどうでしょうか。

【伊丹部会長】 はい、事務局いかがでしょうか。

【益子委員】 よく言われるのが、県で許可をもらってますっていう話が出てくるんですね。それは、先ほど言った食品衛生法ではなくて、温泉部会から許可をもらってますっていう話になってしまうと、色々ちょっと問題が出てくると思いますので、先ほどの出てきた食品衛生法の許可をしっかりともらったうえで、この温泉法での動力申請を許可するっていう方が、順当のような気がしますけど、いかがでしょう。

【伊丹部会長】 そこについてどうでしょうか。事務局、お願いします。

【事務局（課長）】 はい。御意見ありがとうございます。飲料として提供するということは、当然、食品衛生法の基準にも適合してるものを出荷していただくということになりますので、その辺りにつきましてはですね、ちょうどたまたまタイミング良く、今、他の自治体とそういったようなことで情報交換しているタイミングもございますので、その辺りも含めて、また整理させていただきます。ありがとうございます。

【伊丹部会長】 その条件化の部分について、いかがでしょう。

【事務局（課長）】 そうですね。そこなんですよね。実際付けているという自治体が結構あるにはあるんですけども、今のところですね、主管している法律が違うというところがございますので、付ける付けないっていう辺りは整理をさせていただきたいと思います。

【伊丹部会長】 はい。局長お願いします。

【事務局（局長）】 はい。たまたまなんですけども、実はこの温泉の許可を下ろしているのが、この衛生課という課なんですけど、衛生課の中で食品衛生も実は許可を下ろしていますので、同じ部局で、同じように、班は少し違いますけども、隣同士で許認可のことを行っておるものですから、その辺の部分の連携というものは、当然、中で図れると思っているので、できれば、今のような条件をこの中で付さない形でですね、行っていければなとは思っていますが、どうしても、皆様方の方で条件を付した方がよろしいと、今回は付した方がよろしいということであれば、そういう形もあるのかなとは思っていますが、今のところは、中でしっかり管理できるのかなと思っています、というふうに認識していただければと思います。

【伊丹部会長】 はい、生活衛生局の方でいわゆる連携みたいなものですね、可能だということではありますけど、今回、条件を付すかどうかということについて、委員の皆様、他の皆様、御意見、いかがでしょうか。

【益子委員】 益子です。よろしいでしょうか。

【伊丹部会長】 益子委員お願いします。

【益子委員】 確か、施設の時も動力の時も、申請をする際にですね、他法令の関係といったものが、確か、明記する場所があったと思うんですね。そういった意味でいくと、この関係も、先ほどの食品衛生法は関連する法律になると思いますのでね、条件にするしないっていうのはまた別としてしましても、少なくとも食品衛生法に則った形で、この温泉の利用をしてくださいといったことは、書いていいと思うんですけどね。書いてっていうか、その、付けていいと思うんですけどね。それしないとちょっと、同じ部局だからいいっていう話もしちゃいましたけれども、やはりこれって、手続き上の問題なんで、部局が同じだからいいよっていうのではなくて、しっかりすべきところはしっかりした方がいいと思いますけどね。どうですか。

【伊丹部会長】 はい。今、益子委員から御意見いただきましたけれども、他の皆様、いかがでしょうか。

では、これを踏まえてどうでしょう。事務局の御意見をお願いします。

【事務局（局長）】はい。生活衛生局長の米倉です。そうしましたら、条件の部分に、他法令の部分ということで、他法令を遵守することという等の部分の条件を、その文言については事務局の方にお任せいただくという形でさせていただくような形でもよろしいでしょうか。

【伊丹部会長】 益子委員、いかがでしょうか。

【益子委員】 はい。承知いたしました。よろしくお願いいたします。

【伊丹部会長】 他に意見はいかがでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようでありますので、採決に移りたいと思います。御異議がある場合は、挙手又は挙手ボタンにてお知らせください。

それでは、第2号議案につきましては、他法令の遵守を付して御意見を取りまとめるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし。」との声あり）

【伊丹部会長】 はい。それでは、異議なしということでありますので、そのように決定いたします。

続いて第3号議案でございます。事務局から説明願います。

【事務局（課長）】 はい。それでは第3号議案につきまして御説明いたします。議案書の方の19ページをお開きください。申請者は伊東市湯川のキャッスル伊東管理組合でございます。申請地は議案書の21ページにお示ししてありますとおり、伊東駅から北へ255mのところ、準保護地域になります。

議案書の13ページにお戻りください。あ、ごめんなさい。19ページですね。19ページに戻ってください。失礼いたしました。申請理由でございますけれども、エアリフトポンプから水中ポンプへと動力を変更するものでございます。

この温泉、この源泉の温泉は、申請者の共同住宅につきまして、共有者の浴用として、共有されているものでございますけれども、ポンプの製造メーカーが廃業いたしまして、部品の調達や修理が難しいということ、それから、今後の維持管理の面も考慮した結果、ポンプの変更を希望するものでございます。

申請の内容でございますけれども、1.5kw の水中ポンプを m の深さに設置し、従前

の許可量よりも少ない、毎分■■■Lを揚湯するものでございます。

申請地付近の状況でございます。「付近の状況」欄にございますとおり、200m 以内には利用源泉が 1 本ございます。168m の距離に 1 本ございますけれども、温泉採取権者の同意が取れております。また、地元の伊東温泉協会から異議ない旨の副申書が提出されております。

事務局といたしまして、申請どおり許可して差し支えないものと考えます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【伊丹部会長】ただいま事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見を願います。いかがでしょうか。

はい、益子委員お願いします。

【益子委員】はい。先ほどの動力申請の議案 2 ですか。それと同じで、やはりこれも温度だとか量だとかをしっかりと把握していただきたいなと思います。ただし、ここにつきましてはですね、何て言いましょうか。共同住宅での利用ということで、先ほどの件では負担は大したことはないでしょうと申し上げましたけど、ここはちょっと厳しい可能性があるもので、強くは申しませんが、なるだけ、温度や量、水位については、記録をしていただきたいなというふうに思います。

で、あとちょっと、これ感想なんですけれどもね、伊東温泉の中ではこれずいぶん水位が浅いなあという印象を受けました。で、この掘削の断面図見てますとね、これ■■■m から下がもう、ケーシング管が■■■A になっています。ポンプの設置深度は、先ほどの、今回の位置ですか。■■■m ですよ。これよりも下げられないんですね。そういった意味でいくと、正直、この設置深度でもって、過大な揚湯はもうできないということにはなりますんで、そういうことは、起きないと思います。

でも、共同住宅で、多分間欠的な利用ということで、そういった感想でございます。特に、事務局からの御返答は必要ございません。ありがとうございます。

【伊丹部会長】何かあります。はい。では、事務局から益子委員の意見に対して願います。

【事務局（課長）】はい、ありがとうございます。はい。益子先生から御指摘いただいたと

おり、確かにですね、途中から 31m よりも下の部分っていうのは、口径がぎゅっと狭くなっちゃっているものですから、これよりも深くはポンプを導入することができないっていうのが、今回の設置場所が浅いということでございます。一応、水位等はですね、26m よりも上にあるということでございますので、一応、揚湯はできるというような状況であるということでございます。御指摘ありがとうございます。

【伊丹部会長】 ありがとうございます。他に意見はいかがでしょうか。

他に意見もないようですので、採決に移ります。御異議のある場合は、挙手又は挙手ボタンにてお知らせください。いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【伊丹部会長】 異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして諮問事項の審査は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。県におきましては、本日各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただきますようお願い申し上げます。

今後の進行については、事務局にお返しいたします。

【事務局（課長代理）】 伊丹議長、円滑な進行ありがとうございました。それでは、最後に生活衛生局長の米倉より御挨拶を申し上げます。

【事務局（局長）】 <挨拶>

【事務局（課長代理）】 以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。